

## 令和6年 第9回 安中市農業委員会議事録【部分開示】

1 開催日時 令和6年9月25日(水) 午後1時27分～午後2時50分

2 開催場所 安中市役所第201会議室

3 出席委員 (17人)

出席者	1番 宇佐美幸雄	2番 山田 茂	3番 竹内 佳重
	4番 須藤 克美	5番 宮口 太郎	6番 井上 豊
	7番 芝崎 篤子	8番 眞砂 幸光	9番 神宮 俊夫
	10番 戸塚 勉	11番 橋本 一男	12番 武井 洋一
	13番 田中 正明	14番 中山 範雄	15番 金井 亮
	16番 伏田 再子	17番 丸山 征二	

4 欠席委員 (なし)

5 議事日程

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	会務の報告について
日程第 3	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
日程第 4	議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請審議について
日程第 5	議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
日程第 6	議案第4号 農用地利用集積計画の承認について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 恭義	庶務兼農業振興係長	新井 雅彦
農地係長	真下 貴光	農地係	中嶋 圭
農業振興係	大河原健斗		

### 会議の概要

議長 ただいまから令和6年第9回農業委員会総会を開会します。

出席委員は、17名中17名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しました。

日程第1、議事録署名人の指名についてを議題とします。

安中市農業委員会総会会議規則第23条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名することに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、8番眞砂幸光委員・10番戸塚勉委員の両君を指名します。  
なお、書記に事務局職員を任命します。  
次に、日程第2、会務の報告について事務局の説明を求めます。

事務局 令和6年8月26日開催の第8回総会で許可相当の議決案件、農地法4条関係2件、5条関係18件につきましては、令和6年9月17日付で許可書を交付いたしました。  
群馬県農業会議の第6回常設審議委員会が9月17日、前橋のJAビルで開催され、丸山会長が出席されました。終了後に、群馬県農業会議役員等による意見交換会が群馬ロイヤルホテルで開催され、丸山会長が出席されました。  
また、令和6年第3回安中市議会定例会が8月30日から9月20日の間開催されました。一覧表のとおり、報告が4件、議案が25件、請願が2件提出され、議案の全てが採択、請願については可決1件、継続審査1件となりました。  
報告は以上です。

議長 次に、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請審議についてを議題とします。  
本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。  
令和6年9月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。着座で失礼します。  
議案第1号、農地法第3条の申請は、議案書1ページ記載の5件です。受理した申請書は、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。  
本案について意見のある方はお願いします。  
3番。

3番委員 3番です。議案第1号、農地法3条関係の2番です。この土地なのですが、小さいほうの266平米のほうなのですが、これについては栗と、あと梅が植わっているところでございますけれども、そこについて今管理ができていませんので、本人がやるそうなので、あとは田んぼのほうは今までどおり作っておりますので、問題ないと思われまますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ほかにありますか。

1 1 番。

- 1 1 番委員 1 1 番です。この議案 3 条の 4 番ですが、受け人は〇〇に住んでいたのですが、〇〇が亡くなったために、急遽〇〇へ引き揚げたということで、36 歳という若さであるのですが、〇〇が残した田んぼ、〇〇のほうにもあるらしいのです。今年、昨年ですか、今年はまだ分からないのだけれども、昨年度は 40 俵収穫したと。兼業なのですが、一生懸命やっているもので、特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ほかにありますか。

1 2 番。

- 1 2 番委員 1 2 番です。議案第 1 号、農地法 3 条関係の 1 番です。対象地は今年の 6 月 24 日の農振地域整備促進協議会で農振除外申請が否認された土地であります。現状は雑草等が生えてきて荒れ始めた土地でありまして、譲受人は高齢ではありますが、〇〇会社を後進に譲り渡した身でありまして、機械等の後ろ盾はしっかりしたものがああります。取得後は、早生桐を作付する予定になっていまして、取得した土地は効率よく利用すると思われまますので、どうぞご参考によろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 1 5 番。

- 1 5 番委員 1 5 番です。農地法第 3 条の規定による許可申請のうちの 3 番と 5 番です。3 番は、既に周りがほとんど太陽光の施設になっていまして、そのまさに間に今回申請が出ているということで、場所としては特に周りは耕作しているところがないので、支障はないかなと思います。

5 番ですが、5 番はもう既に太陽光やっているのです。令和 3 年からですか、営農型の太陽光発電しているところですが、ブルーベリーは植わっているのですが、管理が不十分と見受けられました。ということで、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。

ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第1号については、審査班に審査を付託したいと思います。

なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は、連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に2番から4番の3件、2班に1番の1件、3班に5番の1件、以上合計5件を付託します。

次に、日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請審議についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。併せて、事前現地調査の概要についても説明願います。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年9月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

なお、9月20日に実施しました申請地面積1,000平米以上及び営農型太陽光案件に係る4条5条申請の7件、現地調査結果につきましては、特段問題とされるような事項は見当たりませんでしたので、その旨をご報告させていただきます。

議案第2号、農地法第4条の申請は、議案書2ページ記載の4件です。受理した申請書は、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件全てを満たすと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。議案第2号、農地法第4条関係の4番でございます。この案件、現地を見たところ計画変更ということで書類が上がっております。一般住宅ということで問題ないと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

9番。

9番委員 9番です。第2号、農地法第4条の1、これまでの営農型太陽光発電の継続申

請ということでの申請であります。特に問題ないと思います。

以上。

議 長 ほかにありますか。

委 員 なし。

17番委員 なければ、17番から。議案第2号、農地法4条の2番と3番になります。

2番に関しまして、この後5号の5番との関係も出てくるのですが、知らずに使っていたということで、理由書がついておりますので、審議の参考にしてください。

また、3番につきましては、これも事務局のほうから説明がありましたように営農型太陽光発電の継続申請ですが、下部ではしっかりニンニク等の作付をされておりますので、審議の参考をお願いいたします。

議 長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。

それでは、お諮りします。議案第2号については、審査班に審査を付託したいと思います。なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は合同審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしと認め、1班に1番の1件、2班に2番の1件、3班に3番と4番の2件、以上合計4件を付託します。

次に、日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請審議を議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書を下記のとおり受理したから審議のうえ議決願いたい。

令和6年9月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請。

令和6年9月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

議案第3号、農地法第5条の申請は、議案書3ページから4ページ記載の13件及び議案書5ページ記載の計画変更2件の計15件です。受理した申請書は、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えます。以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。

本案について意見のある方はお願いします。

3番。

3番委員 3番です。議案第3号、農地法第5条関係の7番です。この土地については、前に土地分譲の申請が出た、その隣でございます。他の農地には影響ないので、参考にしてください。よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

14番。

14番委員 14番です。議案第3号、農地法第5条の9番です。この土地は、先ほどありましたが、計画変更出ているので、以前住宅として申請したのですが、受け人が駐車場用地として利用するということですが、周辺に農地もなく特に問題ないと思われれます。よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

13番。

13番委員 13番です。議案第3号、農地法第5条の1番と6番です。

まずは1番です。1番は、この土地は、所有の土地は〇〇のほうに向かってきまして、〇〇のところずっと回って坂を上ってすぐの土地です。左側出て10mぐらい入ったところにあるのですけれども、一応〇〇配水池として新しく造るのですけれども、事務局が申したとおりに配水池老朽化しているためであります。特に問題ないと思われれます。よろしくお願いいたします。

6番ですが、やはりずっと上ってきまして、〇〇の橋のところですか。やっぱり左側です。太陽光ということになっておりますが、特に問題ないと思われれますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ほかにありますか。

8番。

8番委員 議案第3号、農地法第5条の12番です。これは7月の総会に申請されました、その隣になるのですけれども、場所が〇〇のちょうど盛土になっているところになります。〇〇川を越えて盛土になっている下のところなのです。場所を見ますと、人家が2軒、あとは盛土の反対側のほうに人家があるだけで、特に問題はないです。今は草だらけなのですけれども、草もそれなりに刈った跡もあるようですので、よろしくお願いいたします。

議長 7番。

7番委員 7番です。議案第3号、農地法第5条の8番と10番です。

8番なのですけれども、ここは〇〇の東側ということで、周辺は住宅地でありまして、特に問題はないと思います。

10番は、一帯畑が広がっているような所なのですけれども、東側が一部住宅になっていますので、特に問題はないかなと思います。

以上です。

議長 ほかにありますか。

15番。

15番委員 15番です。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請のうちの3番と11番と13番です。

3番は、3条の3番と関連しているところで、現在、行ってみましたら大分竹と雑木が繁茂しているのを、いろいろな重機を使って抜開している最中で、作業の責任者にも会ってきましたが、きれいにしてブルーベリーを作付する計画だということで説明を受けてきました。特に周りとの関係は問題ないかと思います。

それと、11番ですが、11番は先ほどの3条の5番と関連しているところですが、ブルーベリーが植えられて数年たつのですが、やはり草が相当繁茂してしまっていて、刈ってあるところもあるのですが、全体としては管理が不十分ということで、皆さんのご審議よろしくお願いいたします。

それとあと13番は、ここは周りが既に太陽光の施設が密集しているところで、その間が僅かに空いていたのですが、そこを今回太陽光発電の用地として申請しているということで、特に農業の関係では支障ないところかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

17番委員 なければ、17番から。議案第3号、農地法第5条の2番、4番、5番になります。まず2番に関しましては、向かい側にあります宗教法人の〇〇さんの駐車場が狭いということで、こちらを駐車場として利用するというので、3種農地ということもありますし、既に宅地利用されているような場所であり、周辺に農地はありません。参考をお願いします。

次に、4番ですが、7月に出たところのちょっと隅っこが残っていたということで、追加の申請になります。こちらも周辺に農地はありませんので、周辺農地に影響はないと考えます。

続きまして、5番ですが、先ほどの4条の2番とちょっと関連してくるのです

が、こちらにも既に宅地として利用しておったようで、理由書がついておりますので、審議の参考をお願いいたします。

議長 ただいま委員から意見がありましたので、お含みおきください。  
それでは、お諮りします。議案第3号については、審査班に審査を付託したいと思います。  
なお、審査班に付託した議案について、他の審査班との審査の必要が生じた場合は連合審査にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、1班に1番から4番の4件、2班に5番から9番の5件、併せて計画変更1番の計6件、3班に10番から13番の4件、併せて計画変更2番の計5件、以上合計15件を付託します。  
これより書類審査のため、暫時休憩とします。  
なお、審査が終わりしだい再開とします。

(休憩午後 2:00)

(書類審査)

(再開午後 2:18)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。  
それでは、運営内規に基づき、議案第1号、農地法第3条関係の5番及び関連する議案第3号、農地法第5条関係の11番の案件申請者から説明を求めたいと思いますが、これに異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 異議なしと認め、議案第1号、5番及び関連する議案第3号、11番案件申請者から説明を求めます。

(議案第1号5番及び関連する議案第3号11番案件申請者入場・着席)

事務局 それでは、最初に自己紹介をしてから申請内容の説明をお願いします。

5番ほか申請者 今回の太陽光の発電事業者であります〇〇の〇〇社長です。よろしくお願  
いします。こちらが営農している〇〇さんの協力者であります〇〇さんです。  
私が今回申請を代理しています行政書士の〇〇です。よろしくお願  
いいたします。以上です。

それでは、本件の事業内容のほうを簡単に説明させていただきます。申請地は、  
〇〇番地のところにブルーベリーを下に耕作する営農型太陽光発電のための申  
請です。また、3年前にちょっと申請させていただき、許可いただき今回期限



が満了となりましたので、更新のほうの手続きということで申請することになりました。

ブルーベリーの発育状況につきましては、あまり芳しくないのですが、また同じようにブルーベリーを作付していきたいというふうに思っています。それから、1つ私どものほうで考え方でちょっと誤っていた点がありまして、今までパネル下にだけ作物を作るという思いでいたのですが、通路の部分は作付していなかったもので、今後春に向かって、作付していない部分につきましては、それを追加していきたいということで考えています。事業についてはおおむね以上のおりですが、あとは書類のおりですので、よろしく願いいたします。

議 長 よろしいですか。

5番ほか申請者 はい。

議 長 説明が終わりました。

質問のある方はお願いします。

5番。

5番委員 5番です。大変忙しいところご苦労さまでございます。私どもが20日の日に現地を確認に行つてまいりました。見たところ、今も説明があつたとおり若干ブルーベリーの植わっていないところも見られました。草も、今はあれですけれども、相当生えていると。計画書も出ておりますので、それに従つて活動していただきたいと、できればもう少しきれいに事業を進めていただきたいと思つております。よろしくお願いします。

以上です。

議 長 どうぞ、今の質問に対して回答を。

5番ほか申請者 今回の件につきまして、おっしゃるとおりで、今後の計画につきましては、先ほど私のほうで申し上げましたとおり欠損している部分のブルーベリー、不足している部分と、あと中間、パネルのない間のもの、そして今委員さんのご指摘をいただきました草刈り、それからその管理につきましては十分やっていきたいと思つています。

議 長 ほかにありますか。

6番。

6番委員 6番です。大変ご苦労さまです。今いくつか質問があつたのですけれども、除草なり、計画書を遂行するに当たりまして、労働力の関係をちょっと教えてください。

5 番ほか申請者 時間、これからですか。今、苗を。

議 長 今現状ということですね。現状と今後。

5 番ほか申請者 現状、苗の準備をしまして、今ちょっと入荷待ちの状態なのですが、追加で一応発注をかけてしまして、穴掘って肥料入れて、入荷次第すぐに苗の定植の準備をできるように、ちょっと期限のほうが、入荷の期限が今まだすみません、今回回答できないのですけれども、入荷次第すぐに定植をします。

5 番ほか申請者 今のご質問いただきました草刈りの労働力とか、管理の何名ぐらいできるのかだとか日数の話であったと思います。その辺のところにつきましては、もう一度、何人ぐらい、今まで入れてきたとか、今後はこのぐらいのペースで入れていきますとかということが、多分今の委員さんの質問だったと思います。

5 番ほか申請者 これから草刈りですね。

5 番ほか申請者 今までの、労力を入れた話と今後の話だというふうに理解しましたけれどそれでよろしかったでしょうか。

5 番ほか申請者 すみません。草刈りのほうなのですけれども、一応 1、2 か月に 1 回、1 人、2 人で入っている状態です。そのときに、追加の肥料が必要であれば追加の肥料、なければそのままという形で進めておりました。今後、ちょっとそれでも草の伸びが早かったので、今後は 1 か月以内に 1、2 回と、見回りをちょっと 1 回できるような形で、1 人見回りをしながら伸びたら刈るというのをどんどん来年に向けて、ちょっと人員の確保を今進めております。

議 長 6 番。

6 番委員 今お話を聞いたのですけれども、労力的に、草が伸び放題のところを見ると若干不足のところがあるのではないかと思うのですけれども、一応改善して、計画書出ていますので、このとおり立派なブルーベリーができるように期待していますので、頑張ってください。お願いします。

5 番ほか申請者 ありがとうございます。

議 長 ほかに。

1 5 番。

1 5 番委員 1 5 番です。先ほどから、実は私は〇〇地区というところの農業委員なのですが、草刈りのことばかりが出ているのですが、私ブルーベリーの専門家ではないので、具体的にどうのこうのということは特に意見言う立場ではないと思うのですが、防草シートを使うという手もあるかなと思うのですが、草刈り、結構人件費かかりますよね。

5番ほか申請者 そうですね。

15番委員 かといって除草剤というわけにもいかない、なかなか難しい。防草シートいかがでしょうかという提案ですけれども。

5番ほか申請者 現在は、定植できている部分に関しては、苗の周り一帯は防草シートやっているのです。それ以外のところはやってはいないのですけれども、定植している部分を2列ずつ今防草シートで囲って、一応樹木を守るといいますか、手間を、全体的にちょっと今後はそういう計画もあるのですけれども、取り急ぎ苗を守るために、苗の周りだけ今手始めに始めているところです、防草シートで。なので、今回通路の部分、そこにも苗を植えるのですけれども、その周りのほうも一応保護として防草シートはやります。

15番委員 いずれにしても、防草シートも考えていただきたいと思います。以上です。

議長 ほかに。

14番。

14番委員 今のお話だと、防草シートが張ってあるところは植えてあるところで、ないところは植えていないということですか。

5番ほか申請者 今は鳥獣被害で結構食われて根っこがなくなって、もう食べられていて減っているところがあって、そこも追加の部分も併せて通路と一緒に今苗を発注しています。

14番委員 けれども、営農型って分かります。営農、農業を営む。収入がないことにはしようがない。それを目的にやるわけだから、もし枯れたり獣にやられたら、すぐ植え継ぎしてちゃんとした苗に育てなければいけない。そういったことは徹底していない。

5番ほか申請者 はい。

14番委員 そういう会社あちこちあるのだけれども、形だけ植えて適当にやればいいよ、審査で通るからというようなのでは、これからはもう駄目なのだから、しっかりした経営してもらいたいと思います。これからはもしっかり見守っていくので、その辺よろしくお願いします。

5番ほか申請者 今の意見につきましては、しっかりと管理を含めて、圃場の管理も含めて、それから収益のことも念頭に入れて、作業に当たっていきたいと考えています。

議長 16番。

16番委員 16番です。今日は、お疲れさまです。ブルーベリーの栽培について何か人か

ら教示を受けたりとか、自分から書籍を読んだりとか、またはどこぞに出向いて、実際にやっていらっしゃるところに出向いて教えを請うたとか、そういったことはありましたか。

5番ほか申請者 一応うちの人材で1名、そういうブルーベリーの勉強をさせていただいて、それで追肥だったり、枝のタイミングを今その方に見ていただいています。

16番委員 1名だけが管理しているのですか。

5番ほか申請者 ブルーベリーの専門といいますか、専門知識的には、その方が今見回り等で、このタイミングで、また作業員を入れて、このタイミングでやりましょうという形で。

16番委員 事業は継続しなければ意味がないのです。その方1名だけですよね、今現在。

5番ほか申請者 今ブルーベリーに一番詳しい人間というのはその1名。

16番委員 1名だけですよね。

5番ほか申請者 はい。

16番委員 そうしますと、その方が何かの原因でちょっと長期の休暇とか、退職したりとかといった場合に、それを引き継ぐために何かマニュアルとか、栽培マニュアルとか、そういったものを作成するというのは。

5番ほか申請者 今栽培マニュアルの作成と、あと作業員たちを今ちょっと育てていただいているといいますか、その方について。今専門知識的な方が1名なのですけれども、作業員で今動いている方は5、6名いるので、その方々に今覚えていただいています。

16番委員 では、今は1人しかいないけれども、将来は4、5人で管理をするということですよ。そうすれば大丈夫だと思うのですけれども、ちょっと今現在そこら辺が心配かなと。そのために、随分管理が手薄になっているのではないかなと、1人はやっぱり1人です。1人でできる仕事はたかがしれているのです。やはりそこら辺は人数をかけて、しっかりと管理していただかないと、営農型という名前がちょっとおかしいかなという形になってしまうので、よろしく願いします。

5番ほか申請者 はい。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

17番委員 なければ、17番から。本日はどうもご苦勞さまで。今までにいろんな委員さんからいろんな質問が出たと思うのですけれども、根本的なところで〇〇さ

んは、今営農型というのをトータルで、いろんところでやっていらっしゃるという話を聞いていますが、トータルで何平米ぐらいやっていて、今直接作業に当たっている人員は何人ぐらいいらっしゃるのか、ちょっと教えていただけますか。

5番ほか申請者 私の会社では、〇〇で5反、それは〇〇の実家なのですけれども、〇〇地区というところでやっています。それは、私の友人に農業を営む者がいて、現在サカキという、神仏に納めるようなあれを作って、業績は〇〇農業委員会からは褒められています。それがまず1点と、あと第2弾として安中地区で、そういういろんな話がありまして、今回事業を進めさせていただいています。現実、自分の会社で従業員が動いているというようなこともなく、次の会社に、下請ではないけれども、仕事を出している、そういう状況でございます。

17番委員 安中で、トータルで何平米。

5番ほか申請者 安中は、営農型は何平米なのかちょっとはっきり分からないのですけれども、3か所。

17番委員 書士さん分かりますか。

5番ほか申請者 3か所です。

17番委員 では、前回の分のところになるのかな。

5番ほか申請者 そうですね。

17番委員 前回の更新のときに、非常に管理が行き届いていないということでやはり来ていただいて、今後の改善計画を出していただいたはずなのですけれども、当然今回審議している場所も改善計画の中に入っていたはずなのですが、20日の日に行ってきたら、行ってみた段階では全く管理が行き届いていない。防草シートに関していえば、一柵だけ何か張ってありましたけれども、隣に買ってきた防草シートが置いてあって、せっかく防草シート買ってきたのなら張ればいいのに、張る時間なんてそれほど、1時間も2時間もかかる話ではないではないですか。そういうところの一つ一つの作業が、14番委員も言っていましたけれども、営農ということは農業を営むということで、国も、書士さんなんかよく分かっていると思いますけれども、今回食料・農村・農業基本法という法律が改正されまして、営農型の太陽光に関して、今までみたいな作り捨てが今後は認められずに、かなり厳しいチェックが入っていて、もうある場所では撤去命令が実際に出ています。撤去命令ですよ、これは解体しろということですから。〇〇さんに関して、今年、数か月前に来ていただいて、改善計画を出

していただいたわけなのですが、ほとんど改善されていないと。改善計画出したのに、人員は増えていないし、さっきから言われていますけれども、これが継続されてしまうと、安中市農業委員会としても厳しい判断を今後していかなければならない状況になってしまいますので、改善計画をせっかく出しているわけですから、それに基づいて現況をしっかりと管理していただきたい。まして今お話聞いていたら〇〇はしっかりと管理できていると褒められていると、安中はいいかげんに管理しているなんてこんな責められているのだ、同じ会社がやっていて、こんなことでは困りますので、ぜひ書士さんも含めて管理をしっかりとっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

5番ほか申請者 うちのほうでしっかり管理これから管理していきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

17番委員 はい、分かりました。

議長 ほかにありますか。

委員 なし。

議長 なければ打ち切ります。どうもご苦労さまでした。

5番ほか申請者 ありがとうございます。

(議案第1号5番及び関連する議案第3号11番案件申請者退席)

議長 ここで審査班の意見取りまとめのため、暫時休憩とします。

(休憩午後 2:35)

(意見取りまとめ)

(再開午後 2:40)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

それでは、議案第1号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、2番から4番の3件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

以上です。

議長 2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、1番の1件で

す。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

3班班長 5番です。3班に付託された議案第1号、農地法第3条関係は、5番の1件です。審査班で農地法第3条の許可基準により審査した結果、調査書に示したとおりであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。  
以上。

議 長 報告が終わりました。  
これより議案第1号に対する質疑を行います。

委 員 なし。

議 長 なければ打ち切ります。  
これより議案第1号に対する採決を行います。  
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員 挙手全員。

議 長 挙手全員であります。  
よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。  
次に、議案第2号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。

1班。

1班班長 15番です。1班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、1番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。  
以上です。

議 長 2班。

2班班長 3番です。2班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、2番の1件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。

議 長 3班。

- 3班班長 5番です。3班に付託された議案第2号、農地法第4条関係は、3番と4番の2件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 以上。
- 議長 報告が終わりました。  
これより議案第2号に対する質疑を行います。
- 委員 なし。
- 議長 なければ打ち切ります。  
これより議案第2号に対する採決を行います。  
本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
- 委員 挙手全員。
- 議長 挙手全員であります。  
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。  
次に、議案第3号に対する書類審査結果について、審査班から報告を求めます。
- 1班。
- 1班班長 15番です。1班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、1番から4番の4件です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 以上です。
- 議長 2班。
- 2班班長 3番です。2班に付託された議案第3号、農地法5条関係は、5番から9番の5件です。及び計画変更の1番です。審査班で農地転用許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。
- 議長 3班。
- 3班班長 5番です。3班に付託された議案第3号、農地法第5条関係は、10番から13番の4件です。及び計画変更の2番です。審査班で農地転用の許可基準により審査した結果、審査表に示したとおりであり、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていますので、許可相当であります。



以上です。

議 長

報告が終わりました。

これより議案第3号に対する質疑を行います。

委 員

なし。

議 長

なければ打ち切ります。

これより議案第3号に対する採決を行います。

本案に対する審査班の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、審査班の報告のとおり決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。

本案について事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、農業経営基盤強化促進法附則第5条（令和4年5月27日法律第56号）の規定に基づき、農用地利用集積計画が安中市長より下記のとおり提出されたので、審議のうえ議決願いたい。

令和6年9月25日提出、安中市農業委員会会長丸山征二。

農用地利用集積計画は、議案書6ページ記載の3件です。改定前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

本案について質問がありましたらお願いします。

委 員

なし。

議 長

なければ打ち切ります。お諮りします。本案について承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

委 員

挙手全員。

議 長

挙手全員であります。

よって、議案第4号、農用地利用集積計画の承認については、原案のとおり承認し、市長へ送付することに決定しました。

以上で議案審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第9回安中市農業委員会総会を閉会します。

慎重審議をいただきましてありがとうございました。

時に午後 2時50分

以上、会議の顛末を記載しその内容に相違ないことを証するため、ここに署名捺印する。

令和6年9月25日

安中市農業委員会会長

8番委員

10番委員